「新型コロナウイルス感染症にかかる融資制度のお知らせ」

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

【融資対象】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に業況が悪化し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方。 １、最近１ヶ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して５％以上減少 ２、業歴が３ヶ月以上、１年１ヶ月未満の場合は、最近１ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して５％以上減少 ①最近１ヶ月を含む過去３ヶ月の平均売上高 ②令和元年１２月の売上高 ③令和元年１０月～１２月の平均売上高
【資金使途】	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
【担　保】	無担保
【融資限度額】	別枠８，０００万円（※４，０００万円を限度に利率０．９％引下げ）
【ご返済期間】 ＜据置期間＞	設備資金：２０年以内＜うち５年以内＞※据置期間は返済期間に含まれます。 運転資金：１５年以内＜うち５年以内＞※据置期間は返済期間に含まれます。
【利　率】	０．４６％（※４，０００万円以下の場合） ※特別利子補給制度により３年間は実質無利子、但し、３年経過後は基準金利の１．３６％に戻ります。（返済期間によって利率が異なる場合があります。）
【その他】	①特別利子補給制度を利用の場合は詳細要件がありますのでご確認下さい。 ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、既存の借入にかかるご返済が重荷となっている事業者の負担を軽減するため、これまで低減利率（基準（災害）▲０．９）の対象外であった既存融資のお借換部分にも、当初３年

民間金融機関（十八銀行・親和銀行）による実質無利子融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」

【融資対象】	次のいずれかに該当する長崎県内の法人または個人事業主 ①セーフティネット保証４号の認定を受けた事業主（売上高▲２０％以上） ②セーフティネット保証５号の認定を受けた事業主（売上高▲５％以上） ③危機関連保証の認定を受けた事業者（売上高▲１５％以上） ※セーフティネット保証（４号・５号）及び危機関連保証の認定につきましては各銀行窓口にご相談下さい。
【資金使途】	運転資金／設備資金
【融資限度額】	４，０００万円
【利　率】	１．３％（※詳細は各銀行窓口にご確認下さい）
【保証利率】	各銀行窓口にご相談下さい
【融資期間】＜据置期間＞	１０年以内＜うち５年以内＞※据置期間は返済期間に含まれます
【担　保】	不要
【保証人】	原則として法人は代表者のみ、個人は不要
【取扱期間】	令和２年５月１日～令和２年１２月３１日

令和２年１２月発行

HIRADO 会議所だより

五島視察研修報告　福江商工会議所との意見交換会及び懇談会を開催

去る、１１月２６日（木）、２７日（金）の２日間、早田会頭並びに役員、議員、事務局計１１名により福江商工会議所との懇談会、五島市視察が実施されました。懇談会では、会議所の重点施策の進捗状況、管内の観光・商工業の動向、移住・定住の状況や両会議所の今後の課題、両市の経済交流等について活発な意見交換が行なわれ盛会裏に終了しました。視察先では今後、地元の経済・雇用面で期待がかかる“浮体式の洋上風力発電”事業の陸上からの見学や五島観光歴史資料館、五島水産㈱を参観しました。平戸市と五島市は、松浦家と宇久（五島家）の史実上からも繋がりが強く、今後も友好を深め両市発展の相互協力を確認しました。

【五島コンカナ王国】

令和３年度固定資産税・都市計画税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業・小規模事業者の方へ、地方税法の改正があり、令和３年度の固定資産税・都市計画税の課税標準が軽減されます。該当される方は、期限までに平戸市税務課より事業所へ送付してある申告書を提出する必要があります。

対象	中小事業者（個人・法人）について、令和２年２月～１０月の任意の連続する3か月間の事業収入の合計を前年同期と比較します。 ※事業収入には給付金や補助金の一時的な収入は含みません。	
軽減率	前年同時期と比較し、３０%以上５０%未満減少している場合	軽減率：１／２
	前年同時期と比較し、５０%以上減少している場合	軽減率：全額
軽減対象	事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（取得又は評価額の１．４%） 事業用家屋に対する都市計画税（評価額の０．３%） ※土地は軽減の対象となりません。軽減の対象となるのは事業用の家屋と償却資産です。	
申請に必要な書類	・申告書	※平戸市税務課より対象事業所へ送付されております。
	・収入減を証する書類	昨年度の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書の写し等 令和２年分の会計帳簿の写し等、売上が確認できる書類
	・軽減対象家屋の事業用割合を示す書類	青色申告決算書・納税通知書・図面等
申請の流れ	①確認機関（当所・平戸市商工会・認定を受けている金融機関・税理士他）へ確認依頼 ②確認機関が申請に必要な書類を基に軽減率を確認し、確認書を発行 ③申告書へ必要事項を記入し、平戸市役所税務課（固定資産税班）へ申告書提出 ④固定資産税軽減手続き終了	
申告期間	令和３年１月４日（月）～２月１日（月）※確認機関への確認書発行依頼はお早めにご連絡下さい。	

【お問合せ先】平戸市税務課固定資産税班　ＴＥＬ２２－９１１７（直通）

青年部活動　日本商工会議所青年部九州ブロック大会島原大会に参加

去る、９月２６日（土）島原市にて日本商工会議所青年部第４０回九州ブロック大会島原大会が開催され、井芹会長他６名で参加しました。今大会はコロナ禍の中で開催される初めてのブロック大会となり、大会運営の模範となるべく会議に会議を重ね、コロナ対策を講じ開催に至ったと本田九州ブロック代表から挨拶がありました。講習会では、ウィズコロナにおけるイベント運営について学び、今後の青年部活動に活かせる有意義な大会参加となりました。

女性会活動　１１月例会にて研修会を開催

去る、１１月１６日（月）当所会議室におきまして山頭会員に“東洋医学と健康”をテーマにご講話戴きました。東洋医学のはじまりや中国伝統医学とは何か？東洋医学と西洋医学の違いなど健康について学びました。次に松山専務より、“歴史を紐解く”をテーマにご講話頂きました。商工会議所を創設された“日本資本主義の父”と言われている渋沢栄一の紹介や、昭和３３年４月に設立された平戸商工会議所の歴代の会頭と昭和４３年６月に設立された女性会の歴代会長など商工会議所についてご紹介頂きました。

【今後の活動：１２月例会をオランダ商館にて開催予定】

・開催日時：１２月１９日（土）・開催場所：平戸オランダ商館１階展示スペース
・オランダ商館企画展について（１８：３０～）・末永京会員によるＸｍａｓコンサート（１９：００～）

ひらど軽トラ市　第３０回「ひらど軽トラ市」開催のお知らせ！

来る、１２月２７日（日）に木引田町・宮の町の中心商店街区で、第３０回「ひらど軽トラ市」が開催されます。今回のイベントではお買物をされた方、先着１００名様につきたての餅を無料配布いたします。水産加工品・蒲鉾・食料品・正月用しめ縄など通常価格より大特価で販売しておりますので、多くの皆様にご来場いただきますようご案内申し上げます。只今、出店者の募集もしております。「月限定」での出店もできますので是非、参加してみませんか。※詳しい内容は平戸商工会議所（ＴＥＬ２２-３１３１）へお問合せ下さい。

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により金融制度をご利用になられた事業所において、金利引き下げ等の優遇措置を行っておりますが、（独法）中小企業基盤整備機構が実施する利子補給制度の受付が開始されております。利子補給対象となる融資制度をご利用の皆様に上記「ご案内」文書が送付されておりますので、内容の確認を行い、必要事項を記入の上、返信（郵送）いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点等ございましたら当所までお問合せ下さい。

新入会員紹介　新たにご加入いただきました事業所をご紹介いたします。（受付順）

事　業　所　名	代 表 者 名	所　在　地	業　　種	部　　会
有限会社ニシマイカーセンター夢浪漫平戸店	西　　好 弘	木引田町 467	飲　食　業	観光サービス
幸漁丸	岩 崎 幸 広	早福町 1130	遊　漁　船	観光サービス
江ノ浦建設	種 浦 武 典	木ヶ津町 721	建　築　業	建 設 工 業
前田さいわい商店	前 田 幸 輔	岩の上町緑ヶ丘 831-3HIT206 号	コンサルタント業	理 財 庶 業
七星	柳 原 楓 太	岩の上町 372-204 号	配 管 工 事 業	建 設 工 業
大翔水産	山 下 清 治	大久保町 2087-12	水 産 加 工 業	食　料　品

年末調整に係る改正事項について（抜粋）

１、給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が下記の表の通り改正されました。この改正に伴い、「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、令和２年分の年末調整の際には、「令和２年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」をご使用下さい。

給与の収入金額（A）	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超　180万円以下	（A）×40%－10万円	（A）×40%
180万円超　360万円以下	（A）×30%＋8万円	（A）×30%＋18万円
360万円超　660万円以下	（A）×20%＋44万円	（A）×20%＋54万円
660万円超　850万円以下	（A）×10%＋110万円	（A）×10%＋120万円
850万円超　1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

２、基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 （所得制限なし）
2,400万円超　2,450万円以下	32万円	
2,450万円超　2,500万円以下	16万円	

３、各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ１０万円引き上げられ、下記の通り改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者（注1）	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

（注）１　配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

ＰＥＴ／ＣＴがん検診の会員優待価格のお知らせ

この度、会議所会員の皆様へ会員メリットとして西諫早病院と提携し、ＰＥＴ／ＣＴがん検診を会員割引料金で受診できるようになりました。内容については以下の通りです。

受診施設名	所在地
西諫早病院癌研ＰＥＴ／ＣＴ画像診断センター（日・祝日休診）	諫早市貝津町３０１５
サテライトクリニックＰＥＴ／ＣＴ佐世保（日・祝日休診）	佐世保市浜田町２－７

【検査料金】

希望コース	ベーシック追跡型	ベーシック	スタンダード	スペシャル	プレミアム
検査料金	９９，５００円	１２３，５００円	１３４，５００円	１５６，５００円	２０５，５００円
会員割引料金	８９，５００円	１１３，５００円	１２４，５００円	１４６，５００円	１９５，５００円

※検査内容や申込み方法については平戸商工会議所（ＴＥＬ22-3131）へお問合せ下さい。